

第5次基本構想

前期基本計画（健康福祉部会）

第1章

- 大柱1 子育て支援の充実 … P. 1
- 大柱2 子どもの教育の充実（略）
- 大柱3 青少年の健全育成支援 … P. 3

第2章

- 大柱1 健康づくりの推進 … P. 5
- 大柱2 地域医療体制の充実 … P. 7
- 大柱3 地域福祉の充実 … P. 9
- 大柱4 高齢者福祉の充実 … P. 11
- 大柱5 障がい者福祉の充実 … P. 13
- 大柱6 社会保障の充実 … P. 15

1 施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、障がいや発達の遅れのある子どもの障がい等の軽減や将来の生活適応能力の向上を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

2 現状と課題

- ・本市においても、全国的な傾向と同様、年少人口や生産年齢人口の減少が見込まれることから、少子化対策の充実が求められています。
- ・雇用をはじめとした厳しい社会情勢のもと、子育て家庭に対して各種助成制度や手当などの経済的支援の充実が求められています。
- ・核家族化や女性の社会進出、就業形態の多様化に伴い、仕事と子育てを両立できる多様な保育サービスと施設の充実が求められています。
- ・子育て家庭が孤立し、子育てに不安や負担感を覚える保護者の増加を踏まえ、子育て支援センター機能の強化とネットワークの充実が求められています。
- ・近年の児童虐待通報件数の増加や、個別支援を必要とする親子の増加に対応できる相談支援体制の強化が求められています。
- ・本市では、乳幼児健診などによる障害の早期発見から、みずほ学園での療育や保育所での保育、小中学校での特別支援教育、さらには卒業後の進路指導まで一連の体制が整っておりますが、近年、発達障害児・者に関する相談・支援が増えており、その対策が求められています。

3 成果指標

| 指標名 | 現状（22年度） | 中間見直し時（25年度） | 5年後（27年度） |
|-----|----------|--------------|-----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 施策の体系図

| 大柱 | 小柱 |
|----------|----------------|
| 子育て支援の充実 | — 子育て家庭への経済的支援 |
| | — ひとり親家庭等の自立支援 |
| | — 子育て支援サービスの充実 |
| | — 保育環境の充実 |
| | — 放課後児童の健全育成 |
| | — 子育て親子の健康支援 |
| | — 児童相談の充実 |

5 施策の内容

- (1) 子育て家庭への経済的支援（子育て支援課）
 - ・経済的負担軽減のため、こども医療費や手当などの助成を行います。
- (2) ひとり親家庭等の自立支援（子育て支援課）
 - ・ひとり親家庭等に対し、生活面・経済面の援助や就労支援を行うとともに、自立促進に努めます。
- (3) 子育て支援サービスの充実（子育て支援課）
 - ・子育てに対する不安や負担感を軽減するため、子育て支援センターの機能強化により、情報提供や相談体制の充実や、乳幼児親子の日常的な交流を進めます。
 - ・子育て支援団体や子育てサークル等との連携により、地域ぐるみで子育て支援を進めます。
 - ・地域の子育て支援拠点等の充実により、地域における子育て親子の出会いや交流を促進します。
- (4) 保育環境の充実（子育て支援課）
 - ・待機児童解消のため、保育所の整備を行います。
 - ・低年齢児の保育ニーズに対応するため、家庭保育室との連携を強化します。
 - ・多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長や一時預かり事業などの充実努めます。
- (5) 放課後児童の健全育成（子育て支援課）
 - ・利用者ニーズを踏まえ、放課後児童クラブの運営内容の充実努めます。
- (6) 子育て親子の健康支援（健康増進センター）
 - ・妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実努めます。
 - ・地域医療機関等との連携や母子保健推進員の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。
- (7) 児童相談の充実（障害福祉課）
 - ・子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる診断・専門指導などの充実努めます。
 - ・要保護児童地域対策協議会の充実により、児童虐待の早期発見・対応等の強化に努めます。

1 施策の方向性

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。

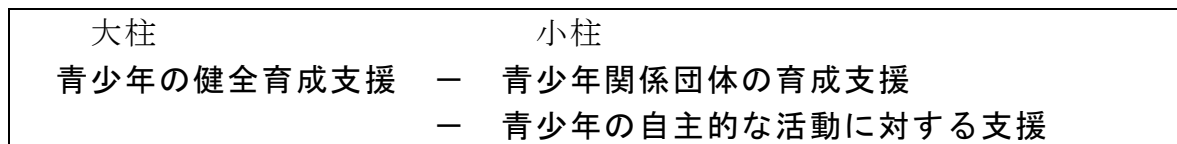
2 現状と課題

- ・ 問題行動の低年齢化や再非行の増加などの状況を改善するため、青少年に対し、携帯・インターネットなどに関する学習機会や多様な生活・自然体験を提供するほか、地域行事への参加などが求められています。
- ・ 町会、PTAなど広範な市民からなる富士見市青少年育成市民会議では、夏休みサマーキャンプ、中学生の主張大会、薬物乱用防止キャンペーンなど青少年の非行防止や環境浄化などに関する取組みを行っています。この他にも、青少年相談員や青少年育成推進員などによる自主的な活動が行われています。
- ・ 地域子ども教室は、全小学校区に設置され、地域の状況に応じた取組みを行っています。
- ・ 児童館における取組みとしては、小学生だけでなく、中高校生を対象とした居場所づくりやボランティアの育成を行っています。

3 成果指標

| 指標名 | 現状（22年度） | 中間見直し時（25年度） | 5年後（27年度） |
|-----|----------|--------------|-----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 施策の体系図



5 施策の内容

(1) 青少年関係団体の育成支援（生涯学習課）

- ・青少年が学校、地域、家庭で伸び伸びと育まれる環境作りを推進します。
- ・地域子ども教室をはじめ、青少年関係団体・機関との連携を推進します。

(2) 青少年の自主的な活動に対する支援（子育て支援課（児童館））

- ・出会いと交流の場とするため、児童館における中学・高校生のための居場所づくりをさらに充実し、児童館を中心としたボランティア活動に広く青少年が参加できるよう支援に努めます。

1 施策の方向性

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病等を予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病等の早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病等の予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

2 現状と課題

- ・健康に対する意識啓発や健康づくりの取組みとしては、町会等と協力し、健康相談や健康講座等を実施していますが、今後更に、地域に出向いて積極的に推進していくことが求められています。
- ・生活習慣病を未然に防ぐには、従来 of 疾病予防の中心であった二次予防（健康診査等による早期発見・早期治療）や三次予防（疾病の治療・重度化予防）に留まることなく、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策が求められています。
- ・死亡主要原因は、がんが第1位であり、国では「がん対策基本計画」に基づき、がん検診の受診率50%を目指しており、本市でもがん検診の受診率向上が求められています。
- ・新型インフルエンザなどの新しい感染症に対し、情報提供や迅速な対応が求められています。
- ・介護予防の普及啓発をさらに推進するため、地域で展開される介護予防活動のネットワークづくりが求められています。

3 成果指標

| 指標名 | 現状（22年度） | 中間見直し時（25年度） | 5年後（27年度） |
|-----|----------|--------------|-----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 施策の体系図

| 大柱 | 小柱 |
|----------|----------------|
| 健康づくりの推進 | 健康づくりの推進 |
| | がん検診の推進 |
| | 感染症等の予防の充実 |
| | 子育て親子の健康支援（再掲） |
| | 介護予防対策の推進 |

5 施策の内容

（1）健康づくりの推進（健康増進センター）

- ・生活習慣病の一次予防に重点を置き、市民が自己管理による健康な生活を送ることができるよう、健康教育・健康相談の機会の充実に努めます。
- ・町会や地区社協等と協力して健康意識の高揚を促し、健康学習や健康実践活動を支援します。
- ・食育の推進により食の面からの健康づくりに取り組みます。
- ・特定健診・特定保健指導の受診率・実施率向上に向け、趣旨の啓発に取り組みます。

（2）がん検診の推進（健康増進センター）

- ・利便性に配慮しながら、各種がん検診の普及啓発を推進し、受診率向上を目指します。

（3）感染症等の予防の充実（健康増進センター）

- ・感染症の発生や蔓延・重症化予防を目的に各種予防接種を実施します。
- ・新型の感染症対策などに取り組みます。

（4）子育て親子の健康支援（再掲）（健康増進センター）

- ・妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実に努めます
- ・地域医療機関等との連携や母子保健推進員の地域活動により、様々な面から子育て親子の健やかな生活を支援します。

（5）介護予防対策の推進（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ・加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
- ・介護予防活動に取り組んでいる市民の自主グループを支援するとともに、ネットワーク化を進めます。

1 施策の方向性

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

2 現状と課題

- ・本市の救急医療体制は、初期救急、第二次救急、第三次救急体制がそれぞれ整備されています。
- ・初期救急医療については、東入間医師会により休日診療、平日夜間の小児救急診療を実施、第二次救急医療については、川越地区内の病院群が輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施、第三次救急医療については、埼玉医大総合医療センターで実施しています。
- ・平成21年度に実施した市民意識調査では、「医療サービス体制の充実」という施策の満足度が平均より低く、不満の理由が「医療施設の情報が少ない」が1位だったことから、医師会等と連携を図りなが、医療体制の整備とともに、積極的な情報提供が求められています。

3 成果指標

| 指標名 | 現状（22年度） | 中間見直し時（25年度） | 5年後（27年度） |
|-----|----------|--------------|-----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 施策の体系図

| | |
|-----------|-------------|
| 大柱 | 小柱 |
| 地域医療体制の充実 | － 医療機関との連携 |
| | － 救急医療体制の充実 |

5 施策の内容

(1) 医療機関との連携（健康増進センター）

- ・市内医療機関と中核的病院（大学病院）相互の連携と医療供給体制の確立を支援します。

(2) 救急医療体制の充実（健康増進センター）

- ・医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の充実に努めます。また、これらに関する情報提供を積極的に進めます。
- ・医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進を行います。

1 施策の方向性

市民一人ひとりがともに支え合う地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

2 現状と課題

- ・地域課題を解決するためには、行政施策だけでなく、市民と行政の協働による地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。
- ・本市社会福祉協議会におけるボランティア登録団体と人数は、平成21年度現在、54団体845人であり、年々増加しています。今後は、こうしたボランティアの役割が一層重要さを増してくるものと推測されます。

3 成果指標

| 指標名 | 現状（22年度） | 中間見直し時（25年度） | 5年後（27年度） |
|-----|----------|--------------|-----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 施策の体系図

| 大柱 | 小柱 |
|---------|---|
| 地域福祉の充実 | － 地域福祉活動の推進と意識啓発 － 災害時における要援護者の支援 － 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援 |

5 施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進と意識啓発（福祉課）

- ・市民との協働による地域福祉活動を進めるため、「ふじみ福祉フォーラム21」等、様々な啓発事業に取り組みます。
- ・地域全体でお互いを支えあうまちを目指し、地域住民との協働により地域福祉計画を推進します。

(2) 災害時における要援護者の支援（福祉課、安心安全課）

- ・災害時において、高齢者や障害者等の要援護者の支援が迅速・的確に行えるよう、日頃から、市民とともに、要援護者情報の把握や安否確認、避難行動支援などに取り組みます。

(3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援（福祉課）

- ・民生委員・児童委員の活動に対する支援を行います。
- ・社会福祉協議会等の社会福祉活動団体への支援を行います。
- ・ボランティア養成の支援を行います。

1 施策の方向性

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいつくりの支援を行います。また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

2 現状と課題

- ・本市の高齢化率は、平成21年5月末現在20.1%で、年々増加しています。特に、高齢者世帯のうち、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の割合が増加していることから、様々な相談にきめ細かく対応できるよう、相談体制の強化、地域における見守りや支えあいが求められています。
- ・本市の要支援・要介護認定者数が増加していることから、虚弱高齢者や要支援と認定された高齢者を中心に介護予防事業の強化が求められています。
- ・介護が必要な人が地域で自立した生活ができるよう、介護に関する相談体制の充実、適切なケアプランの作成、在宅・施設サービスの充実が求められています。

3 成果指標

| 指標名 | 現状（22年度） | 中間見直し時（25年度） | 5年後（27年度） |
|-----|----------|--------------|-----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 施策の体系図

| 大柱 | 小柱 |
|----------|-----------------|
| 高齢者福祉の充実 | － 生きがいづくりの支援 |
| | － 社会参加・就労の支援 |
| | － 生活支援サービスの充実 |
| | － 地域ケア体制の充実 |
| | － 介護支援施設の整備 |
| | － 介護予防対策の推進（再掲） |
| | － 介護保険制度の円滑な運用 |

5 施策の内容

- (1) 生きがいづくりの支援（高齢者福祉課、交流センター、公民館）
 - ・ 老人福祉センターの利用促進や高齢者学級の充実に努めるとともに、各地域の老人クラブやサークル活動、コミュニティ大学等自主的な活動を支援します。
- (2) 社会参加・就労の支援（高齢者福祉課、生涯学習課）
 - ・ 市民の様々な社会経験や技能を活かすため、市民人材バンクへの登録促進や地域でのふれあい、仲間づくりなどの充実に努めます。
 - ・ 高齢者の雇用機会を拡大するため、シルバー人材センターに対する支援を行います。
- (3) 生活支援サービスの充実（高齢者福祉課）
 - ・ 自立した生活を支援するため、一人暮らしや援護が必要な高齢者に対する各種サービスを充実します。
 - ・ 認知症高齢者等のため、成年後見制度の普及や権利擁護などに取り組みます。
- (4) 地域ケア体制の充実（高齢者福祉課）
 - ・ 日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、相談体制等の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークづくりを進め、高齢者の支援体制を構築します。
- (5) 介護支援施設の整備（高齢者福祉課）
 - ・ 介護ニーズの状況を踏まえながら、必要な介護サービス事業・施設の整備を進めます。特に、在宅での生活ができるだけ続けられるよう、地域密着型施設を検討します。
- (6) 介護予防対策の推進（再掲）（高齢者福祉課、健康増進センター）
 - ・ 加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
 - ・ 介護予防活動に取り組んでいる市民の自主グループを支援するとともに、ネットワーク化を進めます。
- (7) 介護保険制度の円滑な運用（高齢者福祉課）
 - ・ 高齢者保健福祉計画を策定し、介護保険サービスの適切な給付を行うとともに、保険料の着実な収納に努め、健全で円滑な制度の運用を行います。

1 施策の方向性

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組めます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、共に生き共に支え合うまちを目指します。

2 現状と課題

- ・ 高齢化の進行等に伴い、障害者手帳（身体、知的、精神）の所持者は年々増加しています。
- ・ 本市では、乳幼児健診などによる障害の早期発見から、みずほ学園での療育や保育所での保育、小中学校での特別支援教育、さらには卒業後の進路指導まで一連の体制が整っておりますが、近年、発達障害児・者に関する相談・支援が増えており、その対策が求められています。
- ・ 近年、乳幼児健診の充実により、発達障害児のフォローが進み、みずほ学園への入園児の増加、低年齢化が進んでいます。
- ・ 障害者支援については、個々のニーズに対応した障害福祉サービスの提供や経済的支援、就労支援に取り組んでいますが、就労訓練のための施設や地域社会での生活を送ることができるグループホーム等の社会資源の整備・支援が求められています。
- ・ 国では、障害者基本法改正や障害者自立支援法に代わる法制度の検討が行われており、その動向を注視しながら施策を展開する必要があります。

3 成果指標

| 指標名 | 現状（22年度） | 中間見直し時（25年度） | 5年後（27年度） |
|-----|----------|--------------|-----------|
| | | | |
| | | | |

4 施策の体系図

| 大柱 | 小柱 |
|-----------|---------------|
| 障がい者福祉の充実 | － 自立支援の推進 |
| | － 経済的支援の充実 |
| | － 就労支援の充実 |
| | － 社会参加の促進 |
| | － 施設の整備・運営の支援 |
| | － 意識啓発の推進 |
| | － 療育体制の充実 |
| | － 児童相談の充実（再掲） |

5 施策の内容

（１）自立支援の推進（障害福祉課）

- ・地域での自立した生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスの提供のほか、相談支援や、手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援を行います。

（２）経済的支援の充実（障害福祉課）

- ・経済的、精神的負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当など各種手当の支給や医療費の支給を行います。

（３）就労支援の充実（障害福祉課）

- ・地域の就労訓練事業所やハローワークなど関係機関と連携し、就労支援センターの充実に努めます。

（４）社会参加の促進（障害福祉課）

- ・社会生活圏の拡大と社会生活への参加・自立を促進するため、福祉タクシー利用料補助等を行います。

（５）施設の整備・運営の支援（障害福祉課）

- ・障がい者施設の整備や運営に対する支援を行います。

（６）意識啓発の推進（障害福祉課）

- ・当事者、関係者、市民が参加する地域自立支援協議会において、市民とともに、障がいに関する意識啓発を進めます。

（７）療育体制の充実（みずほ学園）

- ・関係機関と連携し、障害児や発達遅れのある乳幼児を支援するため、機能訓練、親子指導、個別・集団指導を早期から実施します。特に、医療的ケアの必要な重度障害児、低年齢児、保育所・幼稚園との併用通園児の対応の充実に努めます。
- ・地域における療育センター機能の充実を目指します。

（８）児童相談の充実（再掲）（障害福祉課）

- ・子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる診断・専門指導などの充実に努めます。

1 施策の方向性

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

2 現状と課題

- ・生活保護を受給する世帯は、経済・雇用情勢を反映し、全国的に増加傾向にあり、本市においても、状況は同じです。引き続き、適正な審査と給付を行うとともに、生活保護受給者の自立を促すことが求められています。
- ・国民年金については、引き続き、関係機関と連携し、制度の周知に努めます。
- ・国民健康保険については、引き続き、医療費の適正化と保険税の収納率向上に努めるとともに、県レベルでの事業の広域化が検討されているため、その動向を見守る必要があります。
- ・後期高齢者医療制度については、国において新たな制度への移行が検討されています。

3 成果指標

| 指標名 | 現状（22年度） | 中間見直し時（25年度） | 5年後（27年度） |
|-----|----------|--------------|-----------|
| | | | |
| | | | |

4 施策の体系図

| 大柱 | 小柱 |
|---------|--|
| 社会保障の充実 | － 社会的自立の支援 － 国民年金制度の周知の充実 － 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応 |

5 施策の内容

(1) 社会的自立の支援（福祉課）

- ・すべての市民が、健康で文化的な生活水準を維持できることを保障し、自立を支援します。

(2) 国民年金制度の周知の充実（保険年金課）

- ・公的年金の運営主体である日本年金機構と連携し、国民年金制度の周知に努めます。

(3) 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応（保険年金課）

- ・特定健診事業の推進やジェネリック医薬品の使用推奨などにより、医療費の適正化を目指します。
- ・後期高齢者医療制度や国民健康保険などの地域医療制度の見直しに的確に対応し、健全な運営を進めます。